

令和 7 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	14	府 省 庁 名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	鉄道事業者等が取得した車両の運行の安全性の向上に資する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 地域公共交通確保維持改善事業費補助金、鉄道施設総合安全対策事業費補助又は地域における受入環境整備促進事業補助金の交付を受けて取得した鉄道の安全性向上設備 ・ 特例措置の内容 取得後 5 年間、固定資産税の課税標準を 1 / 3 に軽減する特例措置を 2 年間延長する。		
関係条文	地方税法附則第 15 条第 10 項 地方税法施行令附則第 11 条第 14 項 地方税法施行規則附則第 6 条第 29 項～第 31 項		
減収 見込額	[初年度] — (▲325) [平年度] — (▲443) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 経営基盤の厳しい地域鉄道事業者の安全性の向上を図ることで、引き続き、暮らしを支える地域の足として安全な輸送サービスを提供する。 また、老朽化に伴う取り替えなどにより増大する鉄道施設の維持管理コストに対応するため、長寿命化に資する補強・改良を推進し、ライフサイクルコストの軽減を図る。 (2) 施策の必要性 輸送の安全確保は鉄道の最大の使命であるが、本格的な少子高齢化の進展等により、地域鉄道を取り巻く近年の経営環境は極めて厳しく、安全性向上に資する設備投資を地域鉄道事業者の自助努力のみで賄うことは非常に困難な状況になっている。 鉄道の安全性向上設備の整備については、初期投資だけではなく維持管理にもコストがかかることから、経営環境の厳しい地域鉄道事業者が、引き続き、暮らしを支える地域の足として安全な輸送サービスを提供していくためには、本特例措置が必要不可欠である。		
本要望に 対応する 縮減案	—		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標 14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する
		政策の達成目標	地域鉄道の鉄道運転事故による乗客の死亡者数 ・目標値：0人（毎年度）
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	地域鉄道の鉄道運転事故による乗客の死亡者数 ・目標値：0人（毎年度）
	政策目標の達成状況		令和4年度 鉄道運転事故による乗客の死亡者数 0人
	有効性	要望の措置の適用見込み	約80事業者 （令和7、8年度に補助を受けて施設を整備し、特例の適用見込みのある鉄道事業者）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	補助を受けて安全性向上設備を取得した場合であっても、固定資産税が増加し、経営状況の厳しい地域鉄道事業者にとって大きな負担になっている。 本特例措置を延長することにより、補助を受けて新たに取得した安全性向上設備に係る固定資産税の負担を軽減することは、鉄道事業者に一層のインセンティブを与え、安全性向上に資する設備投資が促進され、暮らしを支える地域の足として安全な輸送サービスを安定的に提供できる体制を確保するという政策の達成に大いに有効であると見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	・地域公共交通確保維持改善事業費補助金 27,399百万円の内数 ・鉄道施設総合安全対策事業費補助 10,073百万円の内数 ・地域における受入環境整備促進事業補助金 1,440百万円の内数 （いずれも令和7年度概算要求分）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	地域公共交通維持改善事業費補助金、鉄道施設総合安全対策事業費補助及び地域における受入環境整備促進事業補助金は、老朽化した施設の更新等の施設整備のための初期投資の負担を軽減するものである。本特例措置は、補助を受けて施設を整備した直後に増大する固定資産税を減額することにより、ランニングコストの負担軽減を図るものである。
		要望の措置の妥当性	老朽化した鉄道施設の整備を行うことは、補助を受けた場合でも、固定資産税など維持運営に必要なコストが増加するため、鉄道事業者の投資意欲を阻害することになりかねない。本特例措置により固定資産税の負担を軽減することは、地域鉄道事業者インセンティブを与え、地域鉄道が暮らしを支える地域の足として安全な輸送サービスを安定的に提供できる体制を確保するという政策の達成のための手段として妥当である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	令和元年度実績 355 百万円 令和2年度実績 364 百万円 令和3年度実績 292 百万円 令和4年度実績 265 百万円 令和5年度実績 298 百万円 ※本特例措置の適用状況に関する鉄道事業者等への調査による。
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	課税標準（固定資産の価格） 令和2年度 30,229,555 千円 令和3年度 29,057,876 千円 令和4年度 29,283,944 千円
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	補助を受けて安全性向上設備を取得した場合であっても、固定資産税が増加し、経営状況の厳しい事業者にとって大きな負担になっている。 本特例措置を延長することにより、補助を受けて新たに取得した安全性向上設備に係る固定資産税の負担を軽減することは、鉄道事業者に一層のインセンティブを与え、安全性向上に資する設備投資が促進され、暮らしを支える地域の足として安全な輸送サービスを安定的に提供できる体制を確保するという政策の達成に大いに有効である。
	前回要望時の達成目標	地域鉄道の鉄道運転事故による乗客の死亡者数 ・目標値：0人（毎年度）
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	地域鉄道の鉄道運転事故による乗客の死亡者数 0人
これまでの要望経緯		平成11年度：創設 平成13年度：延長 平成14年度：拡充（ATS関連設備等に係る特例率を1/2から1/4へ拡充） 平成15年度：延長 平成16年度：拡充（緊急に実施する保全整備事業により取得する設備に係る特例率を1/2から1/4へ拡充） 平成17年度：延長 平成18年度：拡充（緊急に実施するATS等脱線防止整備により取得する設備に係る特例率を1/2から1/4へ拡充） 平成19年度：延長 平成20年度：補助金の再編に伴う所要の規定の整備 平成21年度：延長（緊急に実施する保全整備事業により取得する設備に係る特例率を1/4から1/2へ縮減） 平成23年度：延長・拡充（特例率を1/2から1/3へ拡充） 平成25年度：延長 平成27年度：延長 平成28年度：拡充（補助制度の範囲拡大に合わせ、対象事業等を拡大） 平成29年度：延長・拡充（補助制度の変更に伴う規定の整備） 平成31年度：延長 令和3年度：延長 令和5年度：延長